

令和元年

第13回 教育委員会 定例会

# 議 事 録

佐渡市教育委員会

令和元年 第13回 **定例** 臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和元年 11月 26日 午前・ <b>後</b> 3時 11分	佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和元年 11月 26日 午前・ <b>後</b> 4時 07分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者		欠 席 委 員
教育長 渡邊 尚人		会議録署名委員
1番委員 佐藤 辰夫		仲川 正道
2番委員 仲川 正道		中村 友子
3番委員 中村 友子		
4番委員 信田 恵子		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育総務課 課長 渡邊 裕次 課長補佐 高野 久之 総務係長 飯田 誠		社会教育課 課長 粕谷 直毅 社会教育係長 小崎 浩明
学校教育課 課長 山田 裕之 管理主事 濱田 晴明		
傍 聴 人	有 <b>無</b>	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）		
議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）		
議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）		
議案第43号 損害賠償の額を定めることに係る専決処理について		
議案第44号 佐渡市教育委員会職員の人事異動について		
報告事項		
1 学校情報について		
2 損害賠償の額を定めることについて		
3 佐渡中央文化会館改修事業に係る継続費の設定について		
4 その他		
次回会議の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<p>◎本定例教育委員会は、午後 3 時 11 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今から令和元年第 13 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li> <li>・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、仲川委員と中村委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</li> <li>・ 日程第 2、議案第 40 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）」について事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粕谷社会教育課長</li> </ul>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先ほど現地を見ていただきました今年度末で指定期間を終える勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場について、応募があった「住吉みどりの会」の審査の結果、基準を満たしたため、指定管理者といたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び佐渡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 1 条第 7 号の規定により意見の申し出を行うものです。</li> <li>・ 指定の期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間です。</li> <li>・ 選考結果は A 判定で 62 点、管理運営費提案額は 3 年間で 2,200 万円です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今の説明に対し、質問、ご意見等ありましたらお願いします。</li> <li>・ 先ほどは現地視察ありがとうございました。</li> <li>・ 選定団体であります「住吉みどりの会」、これは何期目になるのでしょうか。それから、最初の組織と今の組織、若干変わった部分もあるのではないかと思いますので、差し障りのない範囲で教えてください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粕谷社会教育課長</li> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「住吉みどりの会」は 2 期目になります。その前は「麻布組」が指定管理を受けていました。</li> <li>・ 各種大会といっても野球の場所がほとんどですが、私も何回か数年間にわたり使わせていただいて、いつも広い敷地の中を非常にすばらしい環境保全がなされているなど常に思っていました。今日も勤労青少年ホームからグラウンドに至るまで、本当に隅々までしっかりと清掃がなされて随分大変だろうなと思って見てまいりました。「住吉みどりの会」の組織は変わったということですが、ぜひ継続して頑張っていただければとの感想を今日は持ちました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ありがとうございます。</li> <li>・ 他に質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> <li>・ 発言なし</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。</li> <li>・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・粕谷社会教育課長</li> <li>・渡邊教育長</li> <li>・委員全員</li> <li>・渡邊教育長</li> <li>・委員全員</li> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、議案第 40 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第 3、議案第 41 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）」について事務局の説明を求めます。</li> </ul> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先ほど最後に見ていただいた施設で、今年度末で指定期間を終える両津総合体育館に応募があった「一般財団法人佐渡市スポーツ協会」の審査を行った結果、基準を満たしたため、指定管理者といたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び佐渡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 1 条第 7 号の規定により意見の申し出を行うものです。</li> <li>・ 指定の期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間です。</li> <li>・ 選定結果は A 判定で 73 点、管理運営費提案額は 3 年間で 2,730 万円です。</li> <li>・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> <li>・ 発言なし</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。</li> <li>・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、議案第 41 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ 続きまして、日程第 4、議案第 42 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）」について事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・粕谷社会教育課長</li> <li>・渡邊教育長</li> <li>・佐藤委員</li> </ul>	<p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度末で指定期間を終える佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場に応募があった「一般財団法人佐渡市スポーツ協会」の審査の結果、基準を満たしたため、指定管理者といたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び佐渡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 1 条第 7 号の規定により意見の申し出を行うものです。</li> <li>・ 指定の期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間です。</li> <li>・ 選定結果は A 判定で 74 点、管理運営費提案額は 3 年間で 1 億 9,540 万円です。</li> <li>・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> <li>・ 施設位置図にスポーツハウスと陸上競技場が書いてあり網かけは白黒ですが、真野中学校、真野小学校、それから多目的グラウンドだろうと思う競技場の上、その部分にも色がついているように見えるのですが、この地図はカラーになっているのでしょうか、教えてください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・粕谷社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陸上競技場の上の部分は、確かに野球場等の施設ですが、今回の指定管理の中には含まれておりません。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員</li> <li>・粕谷社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・含まれていないんですね。</li> <li>・はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員</li> <li>・渡邊教育長</li> <li>・委員全員</li> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ではフェンスで囲まれている競技場とスポーツハウスの敷地と、このように捉えればいいんですね。わかりました。</li> <li>・他に質問、ご意見はございますか。よろしいですか。</li> <li>・発言なし</li> <li>・質疑なしと認めます。</li> <li>・これより採決いたします。</li> <li>・本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし</li> <li>・異議なしと認めます。</li> <li>・よって、議案第 42 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・続きまして、日程第 5、議案第 43 号「損害賠償の額を定めることに係る専決処理について」事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山田学校教育課長</li> </ul>	<p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 4 月 23 日火曜日午後 4 時 15 分ごろ、加茂歌代地内の国道 350 号で、児童を送り届けた後、両津港方面の車両置き場へ回送中のスクールバスが追突事故を起こしたもので、バスに同乗者はいませんでした。</li> <li>・スクールバスは、外城橋付近の変則 5 差路で信号待ちの停車後、青信号で発信したところ、前の車両が道路上に進入してきた自転車を避けるために急ブレーキをかけて停止しましたが、スクールバスが停止できずに追突しました。追突加害事故で過失割合は佐渡市側が 100%となりました。</li> <li>・金額が 50 万円を超えるため、12 月議会に上程し、議決を求めますので、専決処理したことを報告し、承認を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・山田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただ今の説明に対し、質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> <li>・佐渡市側の運転手というのはどういう方ですか。</li> <li>・スクールバスは、全て運転手と委託契約を結んでおります。今回の運転手は 70 代の男性です。</li> <li>・表記上のことですが、「自転車を避けるために急ブレーキとなり」と、相手方の運転手の立場で表記している格好ですので、「自転車を避けるために急ブレーキをかけたため」といった言葉のほうがいいのかなと、議会にも出すということですので、「急ブレーキをかけたため」とか「急停止をしたため」とか、誰の立場でこれを書いている文書なのか、表記上のことで恐縮ですが。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この表記に関しては、市長部局とやりとりをしている中で、前例に従ってつくったという部分で、こちらから書いて出したものが若干修正された部分もありますので、このような形になりました。</li> <li>・なお、この形で既に昨日の議員全員協議会に議案として提出させていた</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<p>だいております。申し訳ございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部表記のずれはありますが、よろしく願います。</li> <li>・ 他にございますか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言なし</li> <li>・ では、これより採決いたします。</li> <li>・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 43 号「損害賠償の額を定めることに係る専決処理について」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第 6、議案第 44 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」及び報告事項 1「学校情報について」は人事及び個人の情報に関する内容であることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挙手</li> <li>・ 議案第 44 号及び報告事項 1 については秘密会とすることといたします。</li> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> <li>・ 佐渡市教育委員会職員の人事異動について、渡邊教育総務課長から説明する。</li> <li>・ 学校情報について、濱田管理主事から説明する。</li> <li>・ <b>【以上の報告事項については、質疑を経て終了する。】</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、報告事項 2「損害賠償の額を定めることについて」は 2 件ございます。</li> <li>・ <b>【説明要旨】</b></li> <li>・ スクールバス事故に関する相手側車両の修理に伴う損害賠償額と同乗者の治療費の賠償額について、山田学校教育課長が説明する。</li> <li>・ 両津総合体育館で市展パネル撤収の際にパネルの足が荷崩れを起こし、駐車車両を破損させた損害賠償額について、粕谷社会教育課長が説明する。</li> <li>・ 報告事項 3「佐渡中央文化会館改修事業に係る継続費の設定について」事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 佐渡中央文化会館が築 25 年経過により老朽化が著しく、大ホール、多目的ホールの天井をはじめ全面的な改修のため、10 月から設計業務に着手している。工事費及び設計監理費に係る継続費を設定するため 12 月市議会に追加議案として上程する旨、渡邊教育総務課長が説明する。</li> <li>・ <b>【以上の報告事項については、質疑を経て終了する。】</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、事務局から何かございますか。</li> <li>・ 特にありません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 渡邊教育総務課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の皆様からどうでしょうか、何かありますか。</li> <li>・ 発言なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言なし</li> </ul>

・ 渡邊教育長	・ 日程第 7、報告事項はこれで終了となります。 ・ 日程第 8、次回の会議の開催日について事務局の説明を求めます。 ・ 【12 月 24 日午後 2 時 30 分から佐渡市教育委員会定例会を開催することで提案し、各委員の都合を聞いて調整した。】
・ 渡邊教育長	・ 以上で令和元年第 13 回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 午後 4 時 07 分終了